

(その1)

# 収支報告書 (令和 4 年分)

(ふりがな) (じゅうみんしゅうとうちばけんちばしちゅうおうくだいいちしぶ)

- 1 政治団体の名称 自由民主党千葉県千葉市中央区第一支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県千葉市中央区浜野町1408
- 3 代表者の氏名 本間 進
- 4 会計責任者の氏名 関谷 政幸

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

問合せ先  
(担当者) 関谷 政幸  
(電話) 043-268-1100

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 ( 現職 ・ 候補者等 )
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類 ( 現職 ・ 候補者等 )



(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

180650  
3/27

定 内 解 後 窓 資 国 全 額 過 解 後 窓 資 国 全 額 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6  
Y 27 M R

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収入総額 (①+②) .....				46,991,402
① (前年からの繰越額) .....				13,271,402
② (本年の収入額 = <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">A</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">B</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">C</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">D</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">E</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">F</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">G</span> ) .....				33,720,000
(2) 支出総額 (表(その13-1)の合計額) .....				36,472,744
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2)) .....				10,518,658

## 2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費				
	十億	百万	千	円
金 額 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">A</span> .....				
員 数 .....				人

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附				820,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]					
(イ) 法人その他の団体からの寄附				16,030,000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附					
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				16,850,000	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附					内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">B</span> (ア + イ)				16,850,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要





(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
小山 博史			240,000		東京都港区六本木1-5-3-2903	会社役員	
(内訳)			20,000	R4,1,4			
			20,000	R4,2,1			
			20,000	R4,3,1			
			20,000	R4,4,1			
			20,000	R4,5,2			
			20,000	R4,6,1			
			20,000	R4,7,1			
			20,000	R4,8,1			
			20,000	R4,9,1			
			20,000	R4,10,3			
			20,000	R4,11,1			
			20,000	R4,12,1			
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
新井 光雄			120,000		千葉県千葉市中央区千葉港1-1-1-	会社役員	
(内訳)			10,000	R4,1,25			
			10,000	R4,2,25			
			10,000	R4,3,28			
			10,000	R4,4,25			
			10,000	R4,5,26			
			10,000	R4,6,28			
			10,000	R4,7,25			
			10,000	R4,8,26			
			10,000	R4,9,22			
			10,000	R4,10,31			
			10,000	R4,12,2			
			10,000	R4,12,23			
この頁の小計			120,000	/			
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
中村 将一			120,000		千葉県市川市妙典1614-3	会社役員	
(内訳)			10,000	R4,1,25			
			10,000	R4,2,24			
			10,000	R4,3,25			
			10,000	R4,4,25			
			10,000	R4,5,25			
			10,000	R4,6,25			
			10,000	R4,7,25			
			10,000	R4,8,24			
			10,000	R4,9,26			
			10,000	R4,10,25			
			10,000	R4,11,25			
			10,000	R4,12,24			
大野 淳史			240,000	R4,1,24	千葉県千葉市花見川区幕張本郷5-4-7	会社役員	
水口 翼			100,000	R4,11,28	東京都渋谷区幡ヶ谷1-30-8	会社役員	
この頁の小計			460,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計			820,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)アイ・テック			120,000		千葉県千葉市緑区古市場町474-113	石井 龍一	
(内訳)			10,000	R4,1,28			
			10,000	R4,2,28			
			10,000	R4,3,28			
			10,000	R4,4,28			
			10,000	R4,5,27			
			10,000	R4,6,28			
			10,000	R4,7,28			
			10,000	R4,8,26			
			10,000	R4,9,28			
			10,000	R4,10,28			
			10,000	R4,11,28			
			10,000	R4,12,28			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	円			
(株)アビタシオン			1,375,000		福岡県福岡市博多区住吉3-14-11	井坂 奨吾	
(内訳)			125,000	R4,1,4			
			125,000	R4,1,31			
			125,000	R4,2,28			
			125,000	R4,3,31			
			125,000	R4,5,2			
			125,000	R4,6,30			
			125,000	R4,8,1			
			125,000	R4,8,31			
			125,000	R4,9,30			
			125,000	R4,10,31			
			125,000	R4,11,30			
この頁の小計			1,375,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
池田建設工業(株)			240,000		千葉県千葉市美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
(内訳)			20,000	R4,1,31			
			20,000	R4,3,3			
			20,000	R4,3,31			
			20,000	R4,5,6			
			20,000	R4,5,31			
			20,000	R4,7,1			
			20,000	R4,8,1			
			20,000	R4,8,31			
			20,000	R4,9,27			
			20,000	R4,10,26			
			20,000	R4,12,1			
			20,000	R4,12,30			
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
池田工建(株)			120,000		千葉県千葉市中央区市場町3-1	池田 喜美夫	
(内訳)			10,000	R4,1,4			
			10,000	R4,2,7			
			10,000	R4,3,7			
			10,000	R4,4,5			
			10,000	R4,5,6			
			10,000	R4,6,6			
			10,000	R4,7,5			
			10,000	R4,8,5			
			10,000	R4,9,5			
			10,000	R4,10,5			
			10,000	R4,11,7			
			10,000	R4,12,5			
こ の 頁 の 小 計			120,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
(株)一隆興業			550,000		千葉県千葉市中央区矢作町407-3	山根 真一	
(内訳)			50,000	R4,2,7			
			50,000	R4,3,7			
			50,000	R4,4,5			
			50,000	R4,5,6			
			50,000	R4,6,6			
			50,000	R4,7,5			
			50,000	R4,8,5			
			50,000	R4,9,5			
			50,000	R4,10,5			
			50,000	R4,11,7			
			50,000	R4,12,5			
こ の 頁 の 小 計			550,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
鶴沢建設(株)			410,000		千葉県千葉市若葉区千城台西1-38-1	鶴沢 朋生	
(内訳)			30,000	R4,1,31			
			30,000	R4,2,28			
			30,000	R4,3,31			
			30,000	R4,4,28			
			50,000	R4,5,10			
			30,000	R4,5,31			
			30,000	R4,6,30			
			30,000	R4,7,29			
			30,000	R4,8,31			
			30,000	R4,9,30			
			30,000	R4,10,31			
			30,000	R4,11,30			
			30,000	R4,12,26			
この頁の小計			410,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
ウシオ工業(株)			120,000		千葉県千葉市若葉区高根町981-7	宮本 幸雄	
(内訳)			10,000	R4,1,31			
			10,000	R4,2,28			
			10,000	R4,3,31			
			10,000	R4,4,28			
			10,000	R4,5,31			
			10,000	R4,6,30			
			10,000	R4,7,29			
			10,000	R4,8,31			
			10,000	R4,9,30			
			10,000	R4,10,31			
			10,000	R4,11,30			
			10,000	R4,12,26			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)オカモト			240,000		千葉県市原市五井中央南1-11-8	岡本 和也	
(内訳)			20,000	R4,1,20			
			20,000	R4,2,21			
			20,000	R4,3,22			
			20,000	R4,4,20			
			20,000	R4,5,20			
			20,000	R4,6,20			
			20,000	R4,7,20			
			20,000	R4,8,22			
			20,000	R4,9,20			
			20,000	R4,10,20			
			20,000	R4,11,21			
			20,000	R4,12,20			
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
かずさ総建(株)			240,000		千葉県千葉市若葉区若松町531-50	大柳 昭	
(内訳)			20,000	R4,1,25			
			20,000	R4,2,25			
			20,000	R4,3,25			
			20,000	R4,4,25			
			20,000	R4,5,25			
			20,000	R4,6,24			
			20,000	R4,7,25			
			20,000	R4,8,25			
			20,000	R4,9,26			
			20,000	R4,10,25			
			20,000	R4,11,28			
			20,000	R4,12,26			
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
共和建設(株)			240,000		千葉県千葉市中央区若草1-16-11	澤田 潤	
(内訳)			20,000	R4,1,31			
			20,000	R4,2,28			
			20,000	R4,3,31			
			20,000	R4,4,28			
			20,000	R4,5,31			
			20,000	R4,6,30			
			20,000	R4,7,29			
			20,000	R4,8,31			
			20,000	R4,9,30			
			20,000	R4,10,31			
			20,000	R4,11,30			
			20,000	R4,12,30			
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
(株)慶明			220,000		東京都港区麻布十番1-5-26-401	森田 昌之	
(内訳)			20,000	R4,1,20			
			20,000	R4,2,18			
			20,000	R4,3,24			
			20,000	R4,4,28			
			20,000	R4,5,20			
			20,000	R4,6,17			
			20,000	R4,7,19			
			20,000	R4,8,19			
			20,000	R4,9,15			
			20,000	R4,10,31			
			20,000	R4,11,30			
こ の 頁 の 小 計			220,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)京葉エンタープライズ			960,000		千葉県東金市山田156	建石 孝至	
(内訳)			80,000	R4,1,11			
			80,000	R4,2,2			
			80,000	R4,3,1			
			80,000	R4,4,1			
			80,000	R4,5,2			
			80,000	R4,6,1			
			80,000	R4,7,1			
			80,000	R4,8,1			
			80,000	R4,9,1			
			80,000	R4,10,3			
			80,000	R4,11,1			
			80,000	R4,12,1			
この頁の小計			960,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)京葉工管			120,000		千葉県千葉市美浜区新港139-2	内藤 定雄	
(内訳)			10,000	R4,1,21			
			10,000	R4,2,22			
			10,000	R4,3,23			
			10,000	R4,4,21			
			10,000	R4,5,23			
			10,000	R4,6,21			
			10,000	R4,7,21			
			10,000	R4,8,23			
			10,000	R4,9,21			
			10,000	R4,10,21			
			10,000	R4,11,22			
			10,000	R4,12,21			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)京葉商事			120,000		千葉県千葉市中央区問屋町1-35-28F	飯田 孝雄	
(内訳)			10,000	R4,1,17			
			10,000	R4,2,15			
			10,000	R4,3,15			
			10,000	R4,4,15			
			10,000	R4,5,16			
			10,000	R4,6,15			
			10,000	R4,7,15			
			10,000	R4,8,15			
			10,000	R4,9,15			
			10,000	R4,10,17			
			10,000	R4,11,15			
			10,000	R4,12,15			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分	法人その他の団体		
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千 円				
孝和建商(株)			120,000		千葉県千葉市中央区汐見ヶ丘16-12	小黒 剛	
(内訳)			10,000	R4,1,31			
			10,000	R4,2,28			
			10,000	R4,3,31			
			10,000	R4,4,28			
			10,000	R4,5,31			
			10,000	R4,6,30			
			10,000	R4,7,29			
			10,000	R4,8,31			
			10,000	R4,9,30			
			10,000	R4,10,31			
			10,000	R4,11,30			
			10,000	R4,12,30			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)佐藤工業			120,000		千葉県市原市五井2792-1-105	佐藤 智彦	
(内訳)			10,000	R4,1,31			
			10,000	R4,2,28			
			10,000	R4,3,31			
			10,000	R4,4,28			
			10,000	R4,5,31			
			10,000	R4,6,30			
			10,000	R4,7,29			
			10,000	R4,8,31			
			10,000	R4,9,30			
			10,000	R4,10,31			
			10,000	R4,11,30			
			10,000	R4,12,28			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
三幸商事(株)			240,000		千葉県千葉市中央区南町2-17-11	堤 清司	
(内訳)			20,000	R4,1,31			
			20,000	R4,2,28			
			20,000	R4,3,30			
			20,000	R4,4,28			
			20,000	R4,5,31			
			20,000	R4,6,29			
			20,000	R4,7,29			
			20,000	R4,8,30			
			20,000	R4,9,29			
			20,000	R4,10,28			
			20,000	R4,11,28			
			20,000	R4,12,26			
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)サンコートーア			240,000		千葉県船橋市馬込町1155-2	山腰 弘和	
(内訳)			20,000	R4,1,25			
			20,000	R4,2,25			
			20,000	R4,3,25			
			20,000	R4,4,25			
			20,000	R4,5,25			
			20,000	R4,6,27			
			20,000	R4,7,25			
			20,000	R4,8,25			
			20,000	R4,9,26			
			20,000	R4,10,25			
			20,000	R4,11,25			
			20,000	R4,12,26			
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)三成工業			120,000		千葉県千葉市若葉区都賀3-31-10	鈴木 賢治	
(内訳)			10,000	R4,1,20			
			10,000	R4,2,21			
			10,000	R4,3,22			
			10,000	R4,4,20			
			10,000	R4,5,20			
			10,000	R4,6,20			
			10,000	R4,7,20			
			10,000	R4,8,22			
			10,000	R4,9,20			
			10,000	R4,10,20			
			10,000	R4,11,21			
			10,000	R4,12,20			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)三和工業			120,000		千葉県船橋市高瀬町31-9	臼倉 光代	
(内訳)			10,000	R4,1,26			
			10,000	R4,2,28			
			10,000	R4,3,28			
			10,000	R4,4,26			
			10,000	R4,5,26			
			10,000	R4,6,28			
			10,000	R4,7,26			
			10,000	R4,8,26			
			10,000	R4,9,27			
			10,000	R4,10,26			
			10,000	R4,11,28			
			10,000	R4,12,27			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)昇和産業			360,000		千葉県千葉市稲毛区長沼原町505-1	窪 盛充	
(内訳)			30,000	R4,1,31			
			30,000	R4,2,28			
			30,000	R4,3,31			
			30,000	R4,4,28			
			30,000	R4,5,31			
			30,000	R4,6,30			
			30,000	R4,7,29			
			30,000	R4,8,31			
			30,000	R4,9,30			
			30,000	R4,10,31			
			30,000	R4,11,30			
			30,000	R4,12,28			
この頁の小計			360,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)昇和建设			240,000		千葉県千葉市稲毛区長沼原町505-1	窪 盛充	
(内訳)			20,000	R4,1,31			
			20,000	R4,2,28			
			20,000	R4,3,31			
			20,000	R4,4,28			
			20,000	R4,5,31			
			20,000	R4,6,30			
			20,000	R4,7,29			
			20,000	R4,8,31			
			20,000	R4,9,30			
			20,000	R4,10,31			
			20,000	R4,11,30			
			20,000	R4,12,28			
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
シンコー(株)			120,000		千葉県千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文	
(内訳)			10,000	R4,1,31			
			10,000	R4,2,28			
			10,000	R4,3,31			
			10,000	R4,4,28			
			10,000	R4,5,31			
			10,000	R4,6,30			
			10,000	R4,7,29			
			10,000	R4,8,31			
			10,000	R4,9,30			
			10,000	R4,10,31			
			10,000	R4,11,30			
			10,000	R4,12,28			
こ の 頁 の 小 計			120,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
新日本建設(株)			220,000		千葉県千葉市美浜区ひび野1-4-3	高見 克司	
(内訳)			20,000	R4,2,4			
			20,000	R4,2,28			
			20,000	R4,3,31			
			20,000	R4,4,28			
			20,000	R4,5,31			
			20,000	R4,6,30			
			20,000	R4,7,29			
			20,000	R4,8,30			
			20,000	R4,9,30			
			20,000	R4,10,31			
			20,000	R4,12,23			
この頁の小計			220,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)進日本工業			240,000		千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1WBGMW20F	臼倉 大介	
(内訳)			20,000	R4,1,26			
			20,000	R4,2,28			
			20,000	R4,3,28			
			20,000	R4,4,26			
			20,000	R4,5,26			
			20,000	R4,6,28			
			20,000	R4,7,26			
			20,000	R4,8,26			
			20,000	R4,9,27			
			20,000	R4,10,26			
			20,000	R4,11,28			
			20,000	R4,12,27			
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)大進工業			120,000		千葉県市川市鬼越2-5-4	臼倉 進	
(内訳)			10,000	R4,1,26			
			10,000	R4,2,28			
			10,000	R4,3,28			
			10,000	R4,4,26			
			10,000	R4,5,26			
			10,000	R4,6,28			
			10,000	R4,7,26			
			10,000	R4,8,26			
			10,000	R4,9,27			
			10,000	R4,10,26			
			10,000	R4,11,28			
			10,000	R4,12,27			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)タケエイ			240,000		東京都港区芝公園2-4-1-10F	阿部 光男	
(内訳)			20,000	R4,1,31			
			20,000	R4,2,28			
			20,000	R4,3,31			
			20,000	R4,4,28			
			20,000	R4,5,31			
			20,000	R4,6,30			
			20,000	R4,7,29			
			20,000	R4,8,31			
			20,000	R4,9,30			
			20,000	R4,10,31			
			20,000	R4,11,30			
			20,000	R4,12,28			
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
(有)タコプランニング			120,000		千葉県香取市小見川168	成毛 志高	
(内訳)			10,000	R4,1,30			
			10,000	R4,2,28			
			10,000	R4,3,31			
			10,000	R4,4,27			
			10,000	R4,5,30			
			10,000	R4,6,30			
			10,000	R4,7,29			
			10,000	R4,8,30			
			10,000	R4,9,27			
			10,000	R4,10,31			
			10,000	R4,11,29			
			10,000	R4,12,30			
こ の 頁 の 小 計			120,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
東海建設(株)			240,000		千葉県南房総市久枝1244-1	平田 剛久	
(内訳)			20,000	R4,1,31			
			20,000	R4,2,28			
			20,000	R4,3,31			
			20,000	R4,4,28			
			20,000	R4,5,31			
			20,000	R4,6,30			
			20,000	R4,7,29			
			20,000	R4,8,31			
			20,000	R4,9,30			
			20,000	R4,10,31			
			20,000	R4,11,30			
			20,000	R4,12,27			
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)トウケン			240,000		千葉県市原市五井5505	山本 康永	
(内訳)			20,000	R4,1,31			
			20,000	R4,2,28			
			20,000	R4,3,31			
			20,000	R4,4,28			
			20,000	R4,5,31			
			20,000	R4,6,30			
			20,000	R4,7,29			
			20,000	R4,8,31			
			20,000	R4,9,30			
			20,000	R4,10,31			
			20,000	R4,11,30			
			20,000	R4,12,28			
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
東テク電工(株)			240,000		千葉県千葉市中央区浜野町594-3	尾高 功將	
(内訳)			20,000	R4,1,31			
			20,000	R4,2,28			
			20,000	R4,3,31			
			20,000	R4,4,28			
			20,000	R4,5,31			
			20,000	R4,6,30			
			20,000	R4,7,29			
			20,000	R4,8,31			
			20,000	R4,9,30			
			20,000	R4,10,31			
			20,000	R4,11,30			
			20,000	R4,12,27			
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千 円				
(株)トータルライフ			480,000		栃木県宇都宮市六道町1-5	曾我 真澄	
(内訳)			40,000	R4,1,25			
			40,000	R4,2,25			
			40,000	R4,3,25			
			40,000	R4,4,25			
			40,000	R4,5,25			
			40,000	R4,6,24			
			40,000	R4,7,25			
			40,000	R4,8,25			
			40,000	R4,9,22			
			40,000	R4,10,25			
			40,000	R4,11,25			
			40,000	R4,12,23			
この頁の小計			480,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)七夢			200,000		千葉県千葉市緑区古市場町761-3	山本 康永	
(内訳)			20,000	R4,1,31			
			20,000	R4,2,28			
			20,000	R4,3,31			
			20,000	R4,4,28			
			20,000	R4,5,31			
			20,000	R4,6,30			
			20,000	R4,8,31			
			20,000	R4,9,30			
			20,000	R4,10,31			
			20,000	R4,11,30			
この頁の小計			200,000				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。  
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
日軽興業(株)			120,000		千葉県船橋市湊町3-12-18	徳田 昭	
(内訳)			10,000	R4,1,20			
			10,000	R4,2,21			
			10,000	R4,3,22			
			10,000	R4,4,20			
			10,000	R4,5,20			
			10,000	R4,6,20			
			10,000	R4,7,20			
			10,000	R4,8,22			
			10,000	R4,9,20			
			10,000	R4,10,20			
			10,000	R4,11,21			
			10,000	R4,12,20			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)富士工業			240,000		千葉県千葉市中央区蘇我5-22-11	笹山 宏明	
(内訳)			20,000	R4,1,31			
			20,000	R4,2,28			
			20,000	R4,3,30			
			20,000	R4,4,28			
			20,000	R4,5,31			
			20,000	R4,6,30			
			20,000	R4,7,29			
			20,000	R4,8,31			
			20,000	R4,9,30			
			20,000	R4,10,31			
			20,000	R4,11,30			
			20,000	R4,12,28			
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)			寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	円		
(株)芙蓉商事			1,375,000		千葉県木更津市金田東4-11-1	井坂 奨吾
(内訳)			125,000	R4,1,4		
			125,000	R4,1,31		
			125,000	R4,2,28		
			125,000	R4,3,31		
			125,000	R4,5,2		
			125,000	R4,6,30		
			125,000	R4,8,1		
			125,000	R4,8,31		
			125,000	R4,9,30		
			125,000	R4,10,31		
			125,000	R4,11,30		
この頁の小計			1,375,000			
その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
松原建設(株)			120,000		千葉県千葉市中央区浜野町533-23	佐川 克豊	
(内訳)			10,000	R4,1,24			
			10,000	R4,2,28			
			10,000	R4,3,24			
			10,000	R4,4,25			
			10,000	R4,5,26			
			10,000	R4,6,24			
			10,000	R4,7,25			
			10,000	R4,8,30			
			10,000	R4,9,26			
			10,000	R4,10,27			
			10,000	R4,11,29			
			10,000	R4,12,27			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
(株)丸徳興業			240,000		千葉県千葉市稲毛区轟町5-3-11	徳山 晃弘	
(内訳)			20,000	R4,1,31			
			20,000	R4,2,28			
			20,000	R4,3,31			
			20,000	R4,4,28			
			20,000	R4,5,31			
			20,000	R4,6,30			
			20,000	R4,7,29			
			20,000	R4,8,31			
			20,000	R4,9,30			
			20,000	R4,10,31			
			20,000	R4,11,30			
			20,000	R4,12,30			
こ の 頁 の 小 計			240,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(有)柳澤電気工業			120,000		千葉県千葉市若葉区小倉町643-1	柳澤 美穂	
(内訳)			10,000	R4,1,11			
			10,000	R4,2,7			
			10,000	R4,3,10			
			10,000	R4,4,8			
			10,000	R4,5,10			
			10,000	R4,6,10			
			10,000	R4,7,8			
			10,000	R4,8,10			
			10,000	R4,9,9			
			10,000	R4,10,7			
			10,000	R4,11,10			
			10,000	R4,12,9			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
(株)山田工務所			120,000		千葉県千葉市中央区稲荷町1-3-1	山田 淳史	
(内訳)			10,000	R4,1,17			
			10,000	R4,2,15			
			10,000	R4,3,15			
			10,000	R4,4,15			
			10,000	R4,5,16			
			10,000	R4,6,15			
			10,000	R4,7,15			
			10,000	R4,8,15			
			10,000	R4,9,15			
			10,000	R4,10,17			
			10,000	R4,11,15			
			10,000	R4,12,15			
こ の 頁 の 小 計			120,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)六大工業			240,000		東京都板橋区弥生町28-10	奥山 竜也	
(内訳)			20,000	R4,1,25			
			20,000	R4,2,25			
			20,000	R4,3,25			
			20,000	R4,4,25			
			20,000	R4,5,25			
			20,000	R4,6,24			
			20,000	R4,7,25			
			20,000	R4,8,25			
			20,000	R4,9,22			
			20,000	R4,10,25			
			20,000	R4,11,25			
			20,000	R4,12,23			
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
(株)千葉薬品			240,000		千葉県千葉市中央区問屋町1-35-28F	八川 昭仁	
(内訳)			60,000	R4,2,28			
			60,000	R45,31			
			60,000	R4,9,30			
			60,000	R4,11,30			
(有)本間新聞店			240,000		千葉県千葉市中央区浜野町434-3	本間 徹	
(内訳)			20,000	R4,1,27			
			40,000	R4,3,28			
			40,000	R4,7,28			
			40,000	R4,9,1			
			40,000	R4,9,29			
			60,000	R4,12,27			
(株)前田製管			120,000	R4,5,12	山形県酒田市上本町6-7	前田 直之	
(株)ライト建設			120,000	R4,1,25	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-6-7-101	斎藤 久司	
こ の 頁 の 小 計			720,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
(株)日恵工業			70,000		千葉県千葉市若葉区大宮町2538	中村 公夫	
(内訳)			10,000	R4,2,14			
			10,000	R4,5,12			
			10,000	R4,6,1			
			10,000	R4,8,1			
			10,000	R4,9,1			
			10,000	R4,10,31			
			10,000	R4,12,1			
(株)小瀬組			120,000	R4,1,21	千葉県千葉市稲毛区小仲台6-20-2	小瀬 雅久	
(株)CVC			240,000	R4,1,31	千葉県千葉市中央区寒川町2-202-7	石黒 健	
芝工業(株)			120,000	R4,2,10	千葉県千葉市中央区本町3-3-15	野口 勇	
(株)千都建築設計事務所			240,000	R4,1,13	千葉県千葉市美浜区真砂3-1-2	山田 雅敏	
(有)村田商事			120,000		千葉県千葉市中央区神明町24-26-203	村田 直昭	
(内訳)			60,000	R4,1,11			
			60,000	R4,7,22			
この頁の小計			910,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
(株)レイ・モンド			320,000		千葉県市川市高谷新町9-1	速水 幹雄	
(内訳)			40,000	R4,6,15			
			40,000	R4,6,30			
			40,000	R4,7,29			
			40,000	R4,8,31			
			40,000	R4,9,30			
			40,000	R4,10,31			
			40,000	R4,11,30			
			40,000	R4,12,30			
(株)サイブリッジ			240,000	R4,8,9	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5リンクスエア新宿14F	水口 翼	
(株)WiLL			80,000	R4,12,28	千葉県佐倉市王子台1-19-16	清水 智章	
(株)ABIRU			2,000,000	R4,11,1	千葉県山武郡横芝光町横芝1170	畔蒜 輝子	
こ の 頁 の 小 計			2,640,000				
そ の 他 の 寄 附			90,000				→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計			16,030,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

## (その11-2) 法人その他の団体

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称		ほんま進政経セミナー2022	
				対価の支払をした者の区分		法人その他の団体	
対価の支払をした団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)伊勢豊			500,000	R4.10.31	千葉県千葉市中央区中央3-9-9	浅田 金誉	
サンエス警備保障(株)			300,000	R4.11.15	千葉県千葉市花見川区幕張本郷5-4-7	大野 淳史	
(株)サンコートーア			300,000	R4.10.18	千葉県船橋市馬込町1155-2	山腰 弘和	
(株)千都建築設計事務所			300,000	R4.11.16	千葉県千葉市美浜区真砂3-1-2	山田 雅敏	
(株)ティーアールエス			300,000	R4.9.27	群馬県渋川市渋川898-26	大塚 雅友	
三井商事(株)			300,000	R4.11.21	千葉県千葉市稲毛区穴川3-11-12	山岡 優	
(株)泰正			400,000	R4.10.17	東京都中央区京橋3-7-1相互館7-9階	正木 崇司	
この頁の小計			2,400,000				
合計			2,400,000				

注意(1) 対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。  
(2) 対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合においては、前年以前において收受されたもの  
に係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				金額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備考	
項目				十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		
1	経常経費												
	(1)	人件費				3,005,000							
	(2)	光熱水費				646,089							
	(3)	備品・消耗品費				7,705,821							
	(4)	事務所費				4,607,245							
小計 ((1)~(4))						15,964,155							
2	政治活動費												
	(1)	組織活動費				8,108,060							
	(2)	選挙関係費											
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※				12,270,529							
(内訳)	ア	機関紙誌の発行事業費	} ※ア行から エ行の合計 を、(3)行に 記載すること										
	イ	宣伝事業費				5,014,590							
	ウ	政治資金パーティー開催事業費				7,255,939							
	エ	その他の事業費											
	(4)	調査研究費											
	(5)	寄附・交付金				130,000							
	(6)	その他の経費											
小計 ((1)~(6))						20,508,589						うち本部・支部間の交付金合計	円
合計						36,472,744						←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。





(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(宣伝事業費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
資料代	十億	百万	千	円	R4.12.20	(有)タコプランニング	千葉県香取市小見川168	
資料代					R4.12.26	(有)タコプランニング	千葉県香取市小見川168	
この頁の小計								3,000,000
その他の支出								2,014,590
合計								5,014,590

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。



(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(ほんま進政経セナ-2022)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
会場費	十億	百万	千	円	R4.11.22	(株)千葉京成ホテル	千葉県千葉市中央区本千葉町15-1	
講演料			200,000		R4.11.21	富坂 聡	東京都新宿区中町13-1	
土産代			563,520		R4.11.24	大高醤油(株)	千葉県山武市富田540	
資料代			2,918,465		R4.10.21	(有)タコプランニング	千葉県香取市小見川168	
資料代			1,238,118		R4.10.21	(有)タコプランニング	千葉県香取市小見川168	
資料代			1,156,430		R4.10.21	(有)タコプランニング	千葉県香取市小見川168	
この頁の小計			6,855,069					
その他の支出			400,870					
合計			7,255,939					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

全団体必要

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意 (1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 23 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県千葉市中央区第一支部

会計責任者の氏名 関谷 政幸



(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名

印 )

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要